

事務次官等會議案件（昭和三十二年七月二十二日）

◎一般案件

一、日本學術會議會員（九州大學教授）北川敏男の海外出張について
（總理府・本府）

欠席 代
出席 1 宮高長吉

一、昭和三十二年度一般会計予備費使用（四件）について（大蔵省）

件名外四件（外務省、東京中央渡航關係別紙月次とより）

◎政令

一、公職選舉法施行令の一部を改正する政令（總理府・自治廳）

二、地方公共團体手數料令の一部を改正する政令（同前）

三、東北興業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政
令（同・經濟企画庁）

四、河川審議会令（建設省）

五、高速自動車国道法施行令（同前）

六、道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（同前）

○ 田中官房副長官の説明

1. 新政綱の決議時期首相の述説、臨時国会の見送

2. 平和友好祭参加國公務員の接待（外務省から資料取扱）

1. 今後は優先に外務省は任命権者から

勤務上課する（も文庫かな、首の書面を添付する等の方法を
検討すること、今日の件については、どう等級の至適かうべく、
國家公務員法上外務省以下、各省門りて、訓告書をすることに
す）、（一応簡便にもはかるようにした）。

裏面白紙

93

外務省から、席上配布

第六回世界青年学生平和友好祭参加日本代表団の
編成内容

一 職業別内訳

公務員

教職員

(地方)

郵便局

食糧事務所

營林局

稅務署

衆議院議員秘書

都道府県

國鐵

専売公社

教員、学生
演劇、舞踊音楽等
団体役職員

二四
三五
二〇
名

一
三九
名

八名

一七四一一一四九

農商會医同友好祭參加日本代表中共產黨關係者
共產黨員と認められる者
同シンパと認められる者
前科者（交通規則違反一、公職選挙法違反一）
計
他業業員

一	五	八	一七名
一	五	三	四
一	六	二	五
三一名	二名	三名	八名